

保育園や幼稚園を無償化で利用するために必要な大和市への認定手続きについて

利用する施設または利用するサービスにより必要な認定手続きが異なり、それぞれ認定手続きが必要です。

認定手続きは施設・サービスの利用前(下記の①②④は利用を開始する前月 20 日まで。③は教育・保育施設利用ガイド記載の期日まで。)に行う必要があります。

利用施設等	必要な認定手続き	追加で認定が必要な事由	必要な認定手続き
①認定こども園(幼稚園部分)または新制度幼稚園 ②私学助成幼稚園	1号認定 ※満3歳～5歳 ①の場合 新1号認定 ※満3歳～5歳 ②の場合	幼稚園の預かり保育を無償化で利用する場合	新2号認定 ※3～5歳 新3号認定 ※0～2歳
③認可保育所等(下記のいずれか) ・認可保育所 ・認定こども園(保育所部分) ・地域型保育事業(小規模保育事業など) ・企業主導型保育事業(地域枠のみ) ※企業主導型保育事業を除き、大和市に入所申込をする必要があります。	2号認定 ※3～5歳 3号認定 ※0～2歳(注) 注:3号認定は市民税非課税世帯等の場合無償化、それ以外の場合には利用者負担額がかかります。	入所までの間に利用施設等④を無償化で利用する場合	
④認可外保育施設等(下記のいずれか) ・大和市認定保育施設 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業 ・ファミリーサポートセンター ・病児保育	新2号認定 ※3～5歳 新3号認定 ※0～2歳	表に記載されている認定名称はそれぞれ次の内容を表しています。	
		1号認定	子ども・子育て支援法第19条第1項第1号
		2号認定	子ども・子育て支援法第19条第1項第2号
		3号認定	子ども・子育て支援法第19条第1項第3号
		新1号認定	子ども・子育て支援法第30条の4第1号
		新2号認定	子ども・子育て支援法第30条の4第2号
		新3号認定	子ども・子育て支援法第30条の4第3号

※「必要な認定手続き」の認定名称が異なる場合、それぞれ認定手続きが必要です。認定要件の詳細は、「教育・保育施設等利用ガイド」「幼稚園利用ガイド」でご確認ください。

認可保育所等入所までの間に新2号認定・新3号認定を取得した後、認可保育所等に入所する場合には、新2号認定・新3号認定取消の手続きが必要です。

利用する施設を変更する場合には、認定手続きとは別に手続きが必要な場合がありますので、大和市役所ほいく課にお問い合わせください。

お問い合わせ先: 1号認定・新1号認定・新2号認定・新3号認定について 大和市役所ほいく課給付審査係 046-260-5640
 2号認定・3号認定について 大和市役所ほいく課認定入所係 046-260-5607